

○文部科学省告示第七十号

専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程を次のように定める。

平成三十年八月二十四日

文部科学大臣 林 芳正

専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、専修学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）の専門課程（同法第二百五条第一項に規定する専門課程をいう。以下同じ。）又は特別の課程（同法第三百三十三条第一項において準用する同法第二百五条に規定する特別の課程をいう。以下同じ。）であつて、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として、職業に係る実務に関する知識、技術及び技能について体系的な教育を行うものを文部科学大臣が認定して奨励することにより、社会人の職業に必要な能力の向上によるキャリア形成を図る機会の拡大に資することを目的とする。

(認定)

第二条 文部科学大臣は、専修学校の専門課程又は特別の課程（以下「課程」という。）であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、キャリア形成促進プログラムとして認定すること

ができる。

- 一 課程の修了に必要な授業又は講習（以下「授業等」という。）を行う期間が二年未満であること。
- 二 対象とする職業の種類及び身に付けることのできる能力を具体的かつ明確に定め、公表していること。
- 三 対象とする職業に応じ、前号の能力を身に付けるのに必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得させる教育課程であること。
- 四 対象とする職業に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。
- 五 企業等と連携して行う授業等その他の実践的な方法による授業等が、別に定めるところにより、授業等の総時間数の一定割合以上を占めていること。
- 六 授業等の内容や受講者の利便等を勘案し、授業等を行う時間、時期、場所等について社会人が受講しやすい工夫を行っていること。
- 七 審査、試験その他の適切な方法により学修の成果に係る評価を行っていること。
- 八 課程を置く専修学校において、企業等と連携して、教員に対し、対象とする職業に係る実務に関する研修を組織的に行っていること。

九 課程を置く専修学校において、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百八十九条において準用する同規則第六十七条の規定による評価を行い、その結果を公表していること。

十 前号の評価を行うに当たり、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。

十一 課程を置く専修学校において、企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

2 専修学校は、前項の規定により認定された課程に関する情報の活用促進に資するよう、当該認定された課程の情報をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
（認定の取消し）

第三条 文部科学大臣は、前条第一項の規定により認定をした課程が廃止されたとき又は同項各号に掲げる要件のうちいずれかに該当しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。
（告示）

第四条 文部科学大臣は、第二条第一項の規定により認定をしたときは、当該認定をした課程の名称その他必要な事項を官報で告示する。これらの事項に変更があったときも、同様とする。

2 文部科学大臣は、前条の規定により認定を取り消したときは、その旨を官報で告示する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。